

第Ⅶ章・実現に向けて

本章は、第Ⅳ章の交通ネットワーク、第Ⅴ章の将来交通体系の構築に向けた方策、第Ⅵ章の交通戦略プランの実現に向けて、市民・交通事業者・行政のそれぞれの役割や推進体制を掲げ、総合交通計画の実現に向けた今後の課題を示します。

第Ⅰ章●交通の現状

第Ⅱ章●交通課題の設定

第Ⅲ章●基本理念と将来交通体系

第Ⅳ章●交通ネットワークの配置方針
及び都市計画道路の見直し方針

第Ⅴ章●将来交通体系の構築に向けた取組み方策

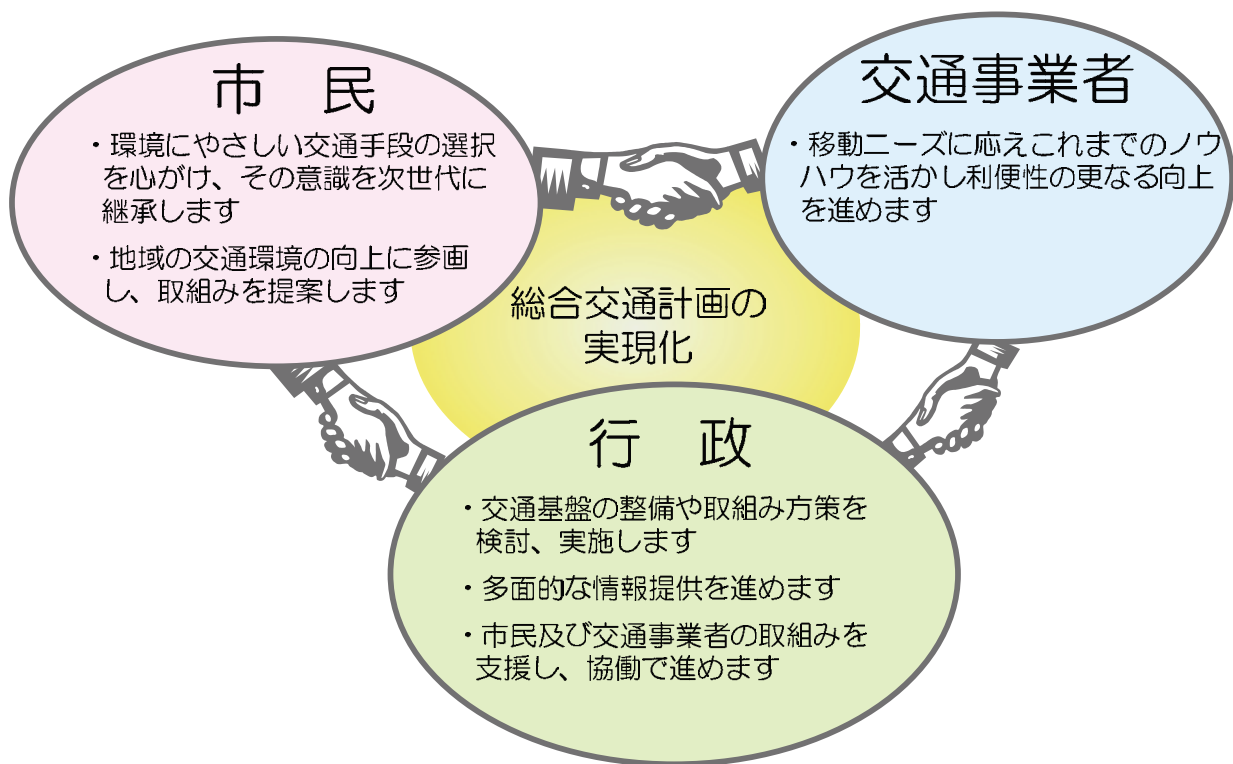
第Ⅵ章●交通戦略プラン

第Ⅶ章●実現に向けて

1. 市民・交通事業者・行政の役割

- 計画の実現に向けては、市民、交通事業者、行政それぞれの役割を担い、これまで以上に連携を強め、協働で進める必要があります。
- 市は交通基盤の整備等のもとより、取組み方策を進めるにあたり、自治会、地元商店街、商工会議所等、市内の企業、交通事業者、NPO 法人^{*}等、様々な主体に対し、協議会や勉強会を立ち上げるなどのコーディネーターとしての役割を担います。
- 市民は、交通の当事者として、また地域の実情を把握しているものとして、交通環境の向上に積極的に係っていきます。
- 交通事業者は、行政と協働して公共交通としての役割を果たしていきます。

市民・交通事業者・行政の役割



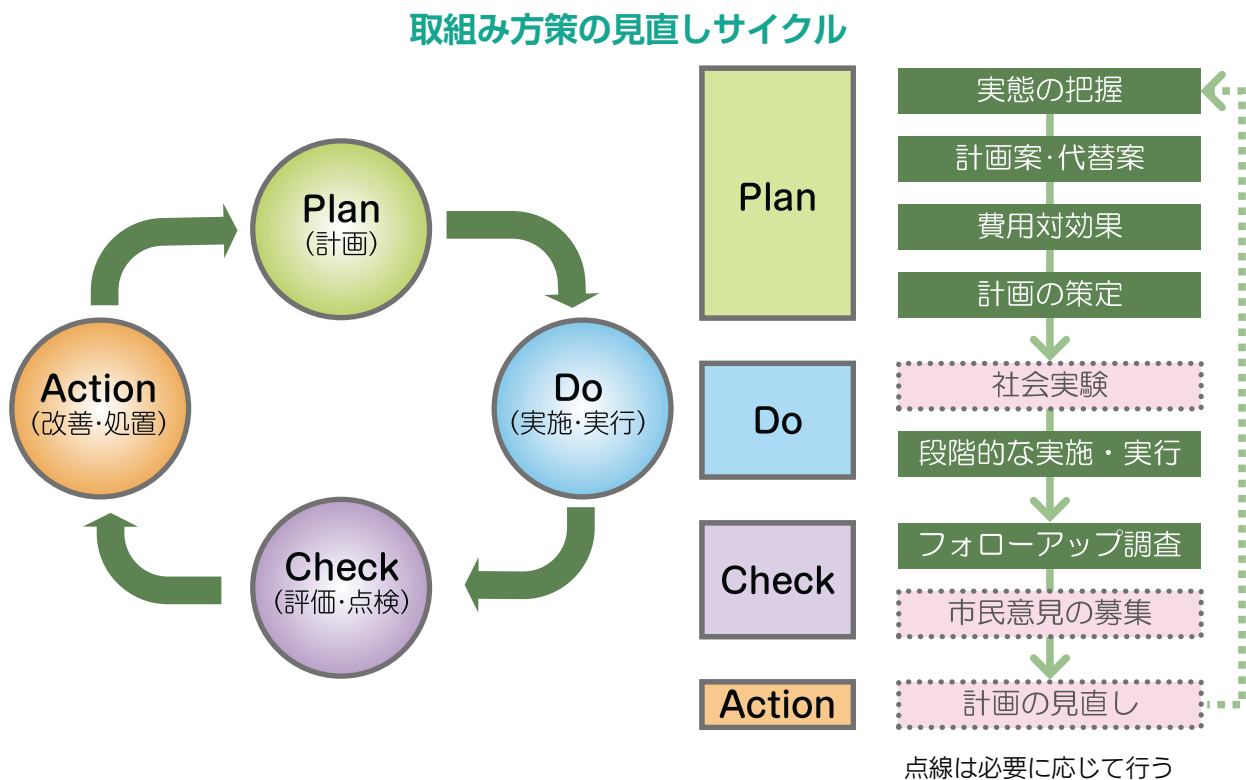
2. 総合交通計画の推進

(1) 様々な手法の活用

- 交通ネットワークの整備や将来交通体系の構築に向けた方策の実現に向けては、上位機関等における様々な事業手法、制度を活用するとともに、取組み方策を戦略的に進めます。

(2) 計画の推進

- 計画の実現に向けては、様々な手法を活用し適切な実施体制を整えるとともに、P D C Aのサイクルでスパイラルアップ（継続的改善）させながら取組み方策を進めます。取組み方策の評価は、総合計画の進行管理に基づき行います。



(3) 計画の見直し

- 本計画は、平成 39 年を目標としていますが、社会情勢や上位関連計画の見直し等、本計画を取り巻く環境の変化に応じて、計画を見直していきます。

(4) 柔軟な推進体制

- 総合交通計画の取組み方策においては、地域公共交通^{*}等市民が主体となって検討するものや、幹線道路ネットワークの整備のように、行政が主体となり関係機関と一体となって総合的に検討・整備を進めるもの等、その実施体制が異なります。取組み方策がより円滑に進むよう適宜様々な主体と連携して、計画の実現化を図ります。
- 計画を円滑に進め、計画の進捗状況や実施状況が評価できるよう定期的に広く市民に公表していきます。

推進体制の整備

